

魚津市広報

発行所 魚津市田方町80番地
魚津市役所
編集発行人 関口 長
(毎月1日・15日発行)
(定価一部三円)
魚津市荒町
小浜印刷所

にぎやかに

しんきろう祭

展示会やラッキーカードの進呈など

観光シーズンに入り、修学旅行に、ハイキングにたけなわですが、去る四月一日から開館した水族館も毎日小中学生の団体客や、家族連れの方で賑わっています。今度市及び観光協会が主催で、四月末から五月始めの日曜、祭日の続くゴールデンウィークにかけ「しんきろう祭」を華々しく開催することにいたしました。

五月三日(金)
午後一時 せり込蝶六
(魚津せり込蝶六保存会)
二時 民踊(魚津、新地二業組合)
三時 獅子舞
(市内青年会)
五月四日(土)
午後一時 獅子舞
(市内青年会)

五月五日(日)
JOLR公開録音のど自慢コンクール
ラッキーカード抽選会
(雨天の場合は中止)
また期間中の行事としては次のようなものが組まれています。

銘菓展示会と大売出し

会期中は水族館二階において市菓子製造組合による銘菓展示会が行われ、商店街

固定資産税の税率について

固定資産税の税率は、地方税法の規定では標準が百分の一・四、制限は百分の二・五となっております。本市においては合併以来特殊の事情が発生した年度以外はいつも標準税率を採つて来たのですが昭和三十

市章決る

魚津市章が四月十五日に決まりました。この市章は静岡岡大学工学部教授豊沢昇氏が考案されたもので、魚津市の「ウ」を主題とした構想で、「ウ」を三方に突出させたのは、



③波頭は日本の良港を表わすと共に「津」の感覚を盛つたもので、波型を円に作図して市民の融和団結を表したものです。

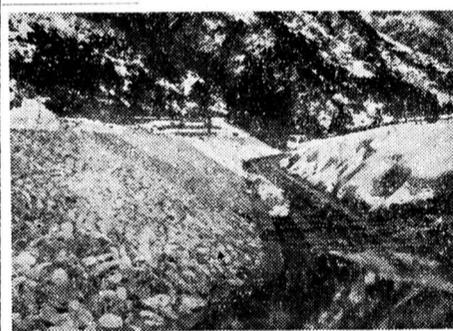
火災復興区域内の墳墓は必ず届出て下さい

杭番号で申告を

市では火災復興区域内にある墳墓の実態調査を行い、四月二十日までに届出を望んでおりますが、未届の方の相当数ありますので、この際御協力いただき早急に区画整理課まで申告をお願いします。届出用紙は区画整理課にありますから、申告の方は墓の前に打つてある仮杭の番号を控えて来られるだけで結構で、係員が所要の事項を聴取して記入致します。なお遠隔地の方に周知願うため、北日本新聞、朝日新聞に三回、富山新聞に一回この旨を公告いたしましたから御参考までに御知らせします。(三新聞の最終公告日は五月一日です)それから二ヶ月間に届出のない大売出しが五月一日から五日まで実施されます。

小早月川(虎谷地内)の河川工事竣功

昭和三十二年災害で小早月川虎谷地先の堤防が欠損し、国庫補助認定の関係上現在まで放置されていましたが、今度延長一七〇米を工費三百五十余万円で完成されました。



昭和三十二年災害で小早月川虎谷地先の堤防が欠損し、国庫補助認定の関係上現在まで放置されていましたが、今度延長一七〇米を工費三百五十余万円で完成されました。

う御留意願います。届出を要する墓地は長教寺、真成寺、常泉寺、光明寺、安成寺、照善寺、光了寺、光徳寺の各境内墓地並びに沖田区の野外墓地六ヶ所等でありました。

北洋出漁船

北洋母船式鮭鱈流網漁業の独航船が昨年五〇隻出漁しましたが、本年は約四十隻に自粛したので、当市漁民にも出漁を断念しなければならぬという人もいます。然し魚津港よりは、北洋独航船及び北海道根拠の出漁船が、そくく大漁旗をなびかせ、故郷の山河をあとにして、家族たちに見送られて勇躍、出漁の途途につきました。



魚津港よりの出漁船は次の通りです。

- 北洋独航船
富山丸、第二富山丸、第十丸、雄山丸、常栄丸、第三立山丸、第二立山丸、第五立山丸、第七幸漁丸
- 北海道根拠船
原動機付自転車、リヤカー等

欣興丸、第十二珠の浦丸、第十珠の浦丸、第五美登丸、第六美登丸、第十有磯丸、第十二有磯丸、第五七正徳丸
(写真は魚津港より家族に見送られて出漁する独航船)

自転車の未登録及び旧標識の方はすぐに手続を

自転車の標識の一斉登録替については、さきにお知らせしました通り、各地とも一応終了しましたが、まだ標識を取替えていない方や、未登録のものが見受けられますので、これらの方は速急市役所で手続をとって下さい。

- 一、収入の部
1. 義捐金の総額 四五、三八九、八二七円
2. 利息 一五四、二七九円
計四五、五四四、一〇六円
- 二、支出の部
1. 第一回配分額 二二、三三四、〇〇〇円
2. 第二回配分額 一九、一四八、五〇〇円
3. 木炭購入代 一、五六七、七六五円
計四四、〇五〇、二六五円

市内各小学校ではそれぞれ給食を行っていますが、学校別の給食状態は次のようになっています。

第三回義捐金の配分

二日から広報員を通じて(一般) 今度大火に際して全国各地から寄せられた義捐金は、既に二回にわたって罹災者の方々に配分しましたが、今回、この残額の配分について、去る四月二十三日の配分委員会において次のように決定しました。

- 一、一般罹災者に対する分 (第二項の者を除く) 八頭割、一人につき百五十円
- 二、生活保護法による被保護者に対する分 八頭割、一人につき百五十円(但し証明書添えること)
- 三、罹災児童(小学生)及び保育園児の収容施設に対する分

市役所では、市民各位には以上の趣旨をよく御理解され、本年も多数の方々が進んで組合員に御加入下さるようお願いいたします。なお加入寄附金は百円以上いくらでも差支えございません。御賛同の向は各出張所又は市厚生課へ御申込下さいます。

百年据置厚生基金に加入を

昭和三十年七月、市民の厚生のため必要なる事業を行なうに必要と、市民の理解と共に行なわれ、本年も多数の方々が進んで組合員に御加入下さるようお願いいたします。なお加入寄附金は百円以上いくらでも差支えございません。御賛同の向は各出張所又は市厚生課へ御申込下さいます。

小学校の給食状況

市役所では、市民各位には以上の趣旨をよく御理解され、本年も多数の方々が進んで組合員に御加入下さるようお願いいたします。なお加入寄附金は百円以上いくらでも差支えございません。御賛同の向は各出張所又は市厚生課へ御申込下さいます。

小、中学生にラッキーカード

会期中、小中学生の入場者全部に水族館のしおり、及びラッキーカードを無料配布し、抽せんによつて当選者に学用品、その他の賞品を送ります。

市内観光写真コンテスト

市観光協会、北陸夕刊新聞社共催で市内観光写真コン

遊覧船

はたらくかの期節ともなり、毎年はたらくか遊覧船が出発しておりますが、今年も五月一日晩から運航されることになりました。

ぼたるい

はたらくかの期節ともなり、毎年はたらくか遊覧船が出発しておりますが、今年も五月一日晩から運航されることになりました。

遊覧船

はたらくかの期節ともなり、毎年はたらくか遊覧船が出発しておりますが、今年も五月一日晩から運航されることになりました。

遊覧船

はたらくかの期節ともなり、毎年はたらくか遊覧船が出発しておりますが、今年も五月一日晩から運航されることになりました。

